

障害者総合支援法 指定居宅介護サービス利用 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して、障害者総合支援法に基づく指定居宅介護サービスを提供します。

この説明書は、障害福祉サービス支給決定を受けられたご利用者に対して、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを障害者総合支援関係法令、事業所運営規程及び利用契約に付随して説明するものです。

社会福祉法人 松寿会

松寿会指定 訪問介護事業所

居宅介護サービス利用重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 松寿会
法人所在地	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
電話番号	018-828-7856 (松寿会特別養護老人ホーム松涛園)
代表者氏名	理事長 佐々木 勘右エ門
設立年月日	昭和42年2月1日

2 事業所の概要

事業所名	松寿会指定訪問介護事業所
事業所番号	0510100043号
所在地	〒010-1654 秋田市浜田字陳ヶ原35番地31 (松寿会特別養護老人ホーム松涛園)
連絡先	電話:018-828-7856 FAX:018-828-7863
事業所が行う指定 障害者福祉サービス	居宅介護
管理者	所長 佐々木 勘右エ門
サービス提供地域	秋田市全域
開設年月日	平成12年4月1日
当事業所の運営 方針等	<ul style="list-style-type: none">・ご利用者の有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、適切にサービスを提供します。・事業の実施にあたっては、秋田市及び保健・医療・福祉の関係機関との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。・サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいようにご説明します。・サービスの提供に使用する用具等は、常に消毒及び洗濯等を行い、清潔の保持に努めます。

3 サービス提供日・提供時間

*ただし、緊急を要する場合はご相談ください。

提供日	月曜日～土曜日
提供時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休日	日曜・祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日)

4 事業所の職員体制等

職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤1名 (所長)
サービス提供責任者	常勤1名 (訪問介護員と兼務)
訪問介護員	常勤3名 (介護福祉士)

5 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類		サービスの内容
居宅介護計画の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います
	排せつ介助	排せつ介助、おむつ交換を行います
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や入浴が困難な方の清拭（体を拭く）洗髪などを行います
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨きなどの日常生活を営むために必要な身体介護を行います
身体介護を伴う通院介助		通院時の介助を行います
家事援助	調理	食事の用意を行います
	洗濯	衣類等の洗濯を行います
	掃除	普段使用される部屋の掃除を行います
	その他	日常生活に必要な物品の買い物を行います
身体介護を伴わない通院介助		前記の身体介護を伴わない通院の介助を行います
相談・助言		生活等に対する相談及び助言をいたします

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたり、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6 サービス利用料金

(1) 介護給付となるサービス

障害程度区分認定を受けられた方が居宅介護サービスを利用した場合には、原則としてサービスに要した費用（総費用額）の1割ですが、世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定されており、ひと月に利用したサービス料に関わらず、それ以上の負担は生じません。

所得に応じた負担額よりも費用の1割の額が低い場合には、低い方の額をご負担いただきます。

区 分	対 象 要 件	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割16万円（障がい児：28万円）未満	9,300円(4,600円)
一般2	上記以外	37,200円

① 基本部分

ア 身体介護（1回の訪問の額）

サービス提供時間	基本利用料	利用者負担
30分未満	2,560円	256円
30分以上1時間未満	4,040円	404円
1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
3時間以上	9,210円に30分を増すごとに830円を加算	左記の金額の1割の額

イ 身体介護を伴う通院介助

サービス提供時間	基本利用料	利用者負担
30分未満	2,560円	256円
30分以上1時間未満	4,040円	404円
1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
3時間以上	9,210円に30分を増すごとに830円を加算	左記の金額の1割の額

ウ 家事援助（1回の訪問の額）

サービス提供時間	基本利用料	利用者負担
30分未満	1,060円	106円
30分以上45分未満	1,530円	153円
45分以上1時間未満	1,970円	197円
1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
1時間30分以上	3,110円に15分を増すごとに350円を加算	左記の金額の1割の額

エ 身体介護を伴わない通院介助

サービス提供時間	基本利用料	利用者負担
30分未満	1,060円	106円
30分以上1時間未満	1,970円	197円
1時間以上1時間30分未満	2,750円	27円
1時間30分以上	3,450円に30分を増すごとに690円を加算	左記の金額の1割の額

② 加算部分 以下の加算要件を満たす場合に、上記の基本部分に加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担
初回加算（1月につき）	新規の利用時、サービス提供責任者が訪問等した場合	2,000円	200円
緊急時対応加算（身体介護のみ／1回）	要請に基づき24時間以内に行っていること	1,000円	100円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×41.7%	—	1割の額

ア 「サービス提供時間」は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた標準的な所要時間です。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。

イ ご利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施出来ない場合、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求します。

ウ サービス提供にあたり2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意のもとに2人の訪問介護員が訪問します。この場合、費用も2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

* 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合の例

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

エ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（ご利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費の全額をいったん当事業者にお支払いいただきます。この場合、当事業者がサービス提供証明書を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

(2) その他の経費

- ① 通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
- ② 通院介助等の同行に伴う移動のための交通費など、サービスに係る必要な経費は実費を負担していただきます。なお、これらの経費はその都度いただきます。
- ③ サービスを提供するために利用者のお住まいで使用する備品や電気、ガス、水道等の使用料、訪問介護員が事業者につながる場合の電話の使用料は、利用者のご負担となります。
- ④ サービスのご利用を中止する場合には、事業者までご連絡ください。

なお、中止を希望する場合には、サービスご利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルの場合には、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お 申 し 出 日 等	キャンセル料の負担割合
利用予定の前日までに申し出が有った場合	無 料
利用予定当日の午前8時までに申し出が有った場合	利用料の50%
利用予定当日の午前8時までに申し出が無かった場合	利用料の100%

7 サービス利用料金のお支払方法

(1) 利用者負担額は、世帯ごとの所得区分によって月額の上限が決められており、上限を超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求することとなっています。

(2) 利用料金は、1ヶ月ごとにまとめて利用月の翌月に請求しますので、請求月の末日（休日、日曜日及び土曜日でない日）までに、次のいずれかの方法でお支払いください。なお、銀行振込手数料はご利用者の負担になります。

(例：4月分→5月に請求・末日までのお支払い)

お支払方法	お 支 払 い 要 件 等
銀行振り込み	サービス利用月の翌月末日までに、下記口座にお振込ください
	秋田銀行 新屋支店 店番： 117 普通 口座番号： 228168
	受取人： 松寿会特別養護老人ホーム松涛園
現金払い	サービス利用月の翌月末日までに、現金でお支払いください

* 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3ヶ月以上遅延し、故意に支払いの督促から30日以内にお支払いが無い場合には、契約を解約したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 訪問介護員の変更（ご利用者から訪問介護員の変更の申し出）

担当となった訪問介護員の変更を希望する場合は、サービス提供責任者へ訪問介護員の交替を申し出てください。ただし、ご利用者が特定の訪問介護員を指名することはできません。

また、変更に関しては、利用者等のご希望を尊重して調整しますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。ご連絡先は次のとおりです。

サービス提供責任者	小野 元子
連絡先電話番号	018-828-7856 (松寿会特別養護老人ホーム松涛園)
FAX番号	018-828-7863
受付日・時間	月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

9 サービス実施時の留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立ち、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得たうえで成案としますので、ご確認くださるようお願いいたします。

サービスの提供は「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業所が行いますが、実際の提供にあたっては利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮をいたします。

(3) 居宅介護計画の変更等

「居宅介護計画」は、ご利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービス提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金をいただきます。

(4) 担当する訪問介護員の決定等

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供する場合があります。担当の訪問介護員や訪問する訪問が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

10 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	サービス提供責任者 小野 元子
-------------	-----------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 事業所職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 秘密保持と個人情報の保護

(1) 当事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報等について正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

(2) 事業者及び訪問介護員は、利用者の同意を得たうえで、医療上緊急の必要性がある場合、行政上の調査のために必要がある場合等一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

12 事故発生時及び緊急時の対応

(1) 居宅介護サービスの提供中に事故が発生した場合には、ご利用者に対し速やかに応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、ご利用者があらかじめ指定する連絡先や市町村、相談支援事業者等にも連絡をいたします。

(2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

また、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

◇ 緊急時等の連絡先

主治医	氏名		医療機関名	
	連絡先		診療科	

ご家族	氏名		電話番号①	
	連絡先		電話番号②	

◇ 事業者が加入する損害賠償保険

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

補償の概要	支払限度額
	①身体に対する賠償額 100,000 (千円) ②財物に対する賠償額 10,000 (千円)

1.3 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回の訪問時及びご利用者又はご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

1.4 心身の状況の把握

居宅介護サービスの提供にあたっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.5 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

① 事業所のご相談・苦情受け付け窓口

電 話 番 号	018-828-7856 (特別養護老人ホーム松涛園)
ファックス番号	018-828-7863
相談・苦情受付担当者	サービス提供責任者 小野 元子
対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分 *緊急時は24時間対応

② 公的機関でも苦情等を受け付けます。

*土曜日、日曜日、祝日等を除く

秋田市障がい福祉課	所 在 地：秋田市山王一丁目1-1 電 話 番 号：018-888-5663 ファックス：018-888-5664 対 応 時 間：午前8時30分～午後5時15分
秋田県福祉サービス 相談支援センター	所 在 地：秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内 電 話 番 号：018-864-2726 ファックス：018-864-2742 対 応 時 間：午前9時～午後5時